



2010年12月3日 第2011-10号

【発行】 J A M

【発行責任者】 斉藤 常

【編集】 産業政策グループ

03-5860-6150

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

ガイドラインの公表で公正取引の確立へ1歩前進

公正取引委員会は、11月30日に「優越的地位の乱用に関する独占禁止法上の考え方」を公表した。

2009年6月の独占禁止法改正で、優越的地位の乱用行為に対して、新たに罰則が設けられた。具体的には、課徴金制度が新設され違反した場合1%の課徴金を支払うこととなった。

改正に当たりJAMは、公正取引の確立に向けて実効ある運用が必要であることから、優越的地位の乱用に関する具体的なガイドラインの作成が必須であると津田参議院議員を通じて国会審議の中で質問を行った経過がある。

この質問を受けて、公正取引委員会委員長が必要性を認めてガイドラインを示すことを約束した。

このたび示されたガイドラインに対しても、原案時点でその問題点をパブリックコメントで指摘し、公正取引委員会企業取引課とも意見交換を行うなど、これまで、精力的に内容の充実に向けて行動を行った。

広範囲な取引に対応するという名目で、製造業が抱える取引問題に対する具体的な事例が不足しているなど、中小企業のみならず、サプライヤー企業が広く活用するには、不十分な部分があり改善を求めてきた。

具体的な記述としては、金型の設計図面の提出や金型保管費用の問題、受領拒否や返品、協力金の要求など、一部製造業が該当する事例が想定例として掲載された。

JAMは、取引のトラブルを未然に防ぐために、ガイドラインの活用を促進する。また、さらなる改善を求めて引き続き意見交換を実施し現場の実情を認識させる行動を行っていく。

「優越的地位の乱用に関する独占禁止法上の考え方」掲載ホームページアドレス

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/22index.html>

独占禁止法

優越的地位の乱用の概要

独占禁止法において、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

優越的地位の乱用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当な行為を行うこと。

優越的地位とは

絶対的に優越した地位である必要はなく、相対的に優越した地位であれば成立します。

企業の規模の大小は関係ありません。したがって、下請代金支払遅延防止法のような企業規模の違う取引などの要件は必要ないことになります。

違反行為は

優越的地位にある行為者が、相手方に対して不当に不利益を課して取引を行うことです。

正常な商習慣に照らして不当に行う行為は、現存する商習慣が問題ないということではありません。問題のある取引慣行も是正の対象となります。

独占禁止法で禁止している行為

継続して取引する相手方に対して、当該取引にかかる商品または、役務以外を購入させること。部品メーカーに自社製品の購入ノルマを強要する。

継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。決算対策のため協力金を強要する。発注時に含まれていない金型等の図面の提供。知的財産権などの提供。

取引にかかる商品の受領拒否、返品、大家の支払い遅延、減額など取引の相手に不利益となるように取引の条件を設定し、もしくは変更し、または取引を実施すること。一方的な理由で受領を拒否。在庫調整のため返品する。